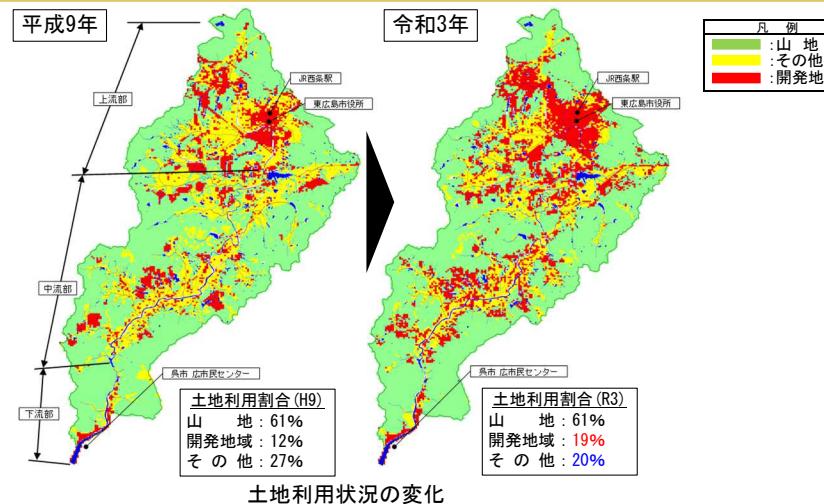


## 流域の概要

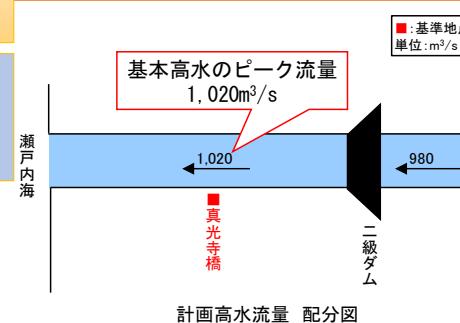
- 黒瀬川は、東広島市の西条盆地、黒瀬盆地、呉市東部の市街地を貫流し、瀬戸内海に注ぐ二級河川で、流路延長は50.6km、流域面積は238.8km<sup>2</sup>である。
- 上流部には東広島市の市街地が広がっており、JR西条駅や東広島市役所周辺の市街化が進んでいる。



## 黒瀬川水系の既定計画

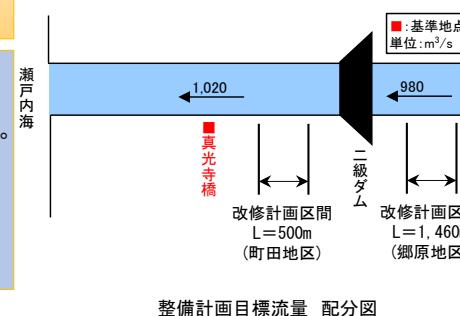
## 河川整備基本方針（平成14年3月策定）の概要

- 計画規模は年超過確率1/100（雨量確率）
- 基本高水のピーク流量を基準地点真光寺橋において1,020m<sup>3</sup>/sとし、これを河道へ配分する。



## 河川整備計画（平成14年5月策定）の概要

- 対象期間：概ね30年
- 河川整備計画では平成11年6月洪水の実績洪水による整備メニューを計画している。
- 河川整備計画の整備内容は、暫定的な整備を実施せず、将来的な整備を行うこととしており、河川整備基本方針で定めた計画高水流量を河川整備計画目標流量としている。（町田工区、郷原工区）

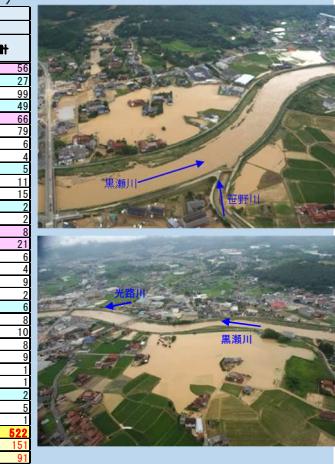


## 平成30年7月豪雨

- 平成30年7月豪雨では、本・支川の溢水・越水や外水位の上昇に伴う内水被害による甚大な被害が発生（浸水家屋522戸以上、浸水面積59ha）
- 発生被害のうち、土石流その他を除き、外水被害（浸水家屋91戸、浸水面積13ha）よりも内水被害（浸水家屋151戸、浸水面積22ha）の方が被害規模が大きい。

➢ 黒瀬川の特性として、外水対策だけでなく内水対策も含めた、流域全体で協働して治水安全度を高める流域治水が必要

月日	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	市町村	水害原因	成因	平成30年7月豪雨災害の被害数量（水害統計より）			
						浸水面積 (ha)			
						農地	宅地 その他の 開発地域	計	
H30.6.26 ~7.9	黒瀬川	黒瀬川	呉市	内水		0.00	6.46	6.46	
		黒瀬川	呉市	無堤部溢水		0.00	6.46	6.46	
		黒瀬川	東広島市	土石流		0.46	10.22	10.68	
		黒瀬川	東広島市	無堤部溢水		0.28	3.59	3.87	
		黒瀬川	東広島市	内水		6.05	6.58	13.63	
		黒瀬川	東広島市	その他		0.00	1.46	1.46	
		イラスケ川	東広島市	その他		0.00	0.10	0.10	
		猿田川	東広島市	土石流		0.00	1.47	1.47	
		温井川	東広島市	その他		0.52	0.38	0.90	
		古河川	東広島市	土石流		0.00	0.21	0.21	
		古河川	東広島市	無堤部溢水		0.36	0.52	0.88	
		古河川	東広島市	その他		0.00	0.06	0.06	
		古河川	東広島市	内水		0.00	0.10	0.10	
		曾根川	東広島市	内水		0.00	0.29	0.29	
		曾根川	東広島市	無堤部溢水		0.00	3.41	3.41	
		三永川	東広島市	土石流		0.00	0.12	0.12	
		三永川	東広島市	その他		0.00	0.09	0.09	
		松板川	東広島市	土石流		0.00	0.28	0.28	
		深堂川	東広島市	土石流		0.10	0.26	0.37	
		深堂川	東広島市	無堤部溢水		0.00	0.51	0.51	
		深堂川	東広島市	その他		0.00	0.19	0.19	
		神洗川	東広島市	その他		0.00	0.21	0.21	
		清瀬川	東広島市	土石流		0.00	0.11	0.11	
		清瀬川	東広島市	その他		0.00	0.24	0.24	
		中川	東広島市	土石流		0.00	0.02	0.02	
		中尾川	東広島市	土石流		0.00	0.04	0.04	
		半屋川	東広島市	無堤部溢水		0.00	0.86	0.86	
		半屋川	東広島市	その他		0.00	0.19	0.19	
		番蔵川	東広島市	その他		0.00	0.01	0.01	
計						9.62	49.44	59.06	
内水						5.05	16.65	21.69	
無堤部溢水						0.91	11.80	12.70	
土石流、その他						3.67	21.08	24.67	
						2	82	82	
						67	151	151	
						1	48	48	
						3	42	42	
						16	126	138	
						280			



## 流域治水の推進に係る法的枠組みの整備の流れ

## ○R1.10 「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言

⇒気候変動により予測される将来の降雨を活用した治水計画への転換

## ○R2.7 「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」答申

⇒あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換

○R3 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」  
(令和3年法律第31号、通称「流域治水関連法」)

⇒流域治水を強力に推進するため、特定都市河川の指定要件が緩和

## 【特定都市河川の指定要件】

黒瀬川は次の3つの要件を満たしており、特定都市河川の指定による流域治水の推進が可能

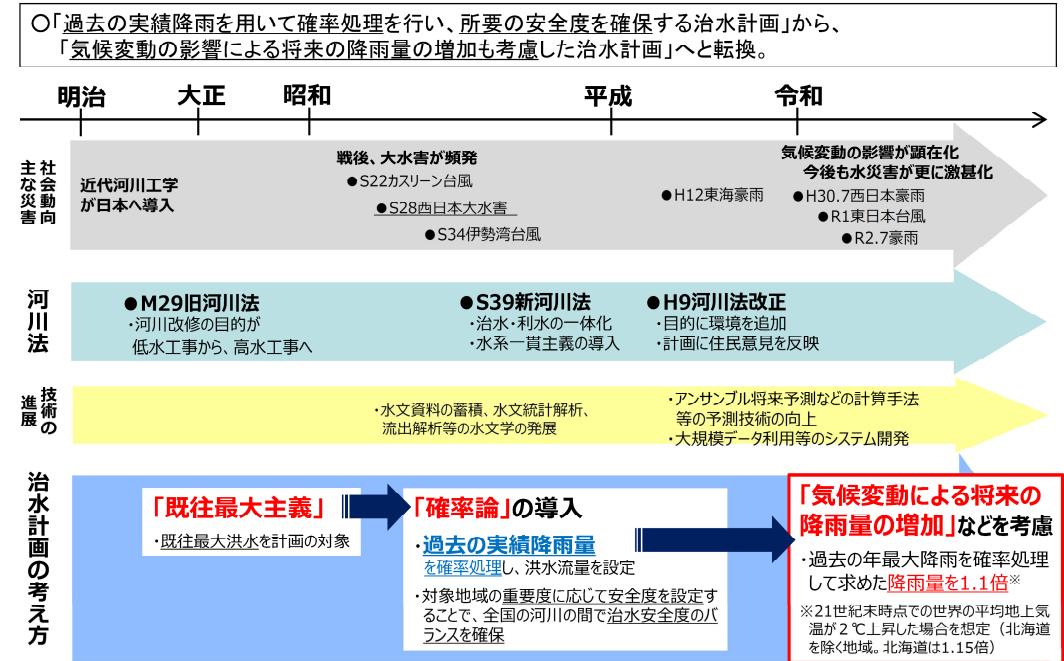
- ・市街化区域を流れる河川
- ・水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域を指定済み
- ・流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね5割以上であり、市街化が著しく進展している河川

特定都市河川に指定し、早期に流域全体の治水安全度の向上を図る  
⇒気候変動に対応した河川整備基本方針への見直しが必要

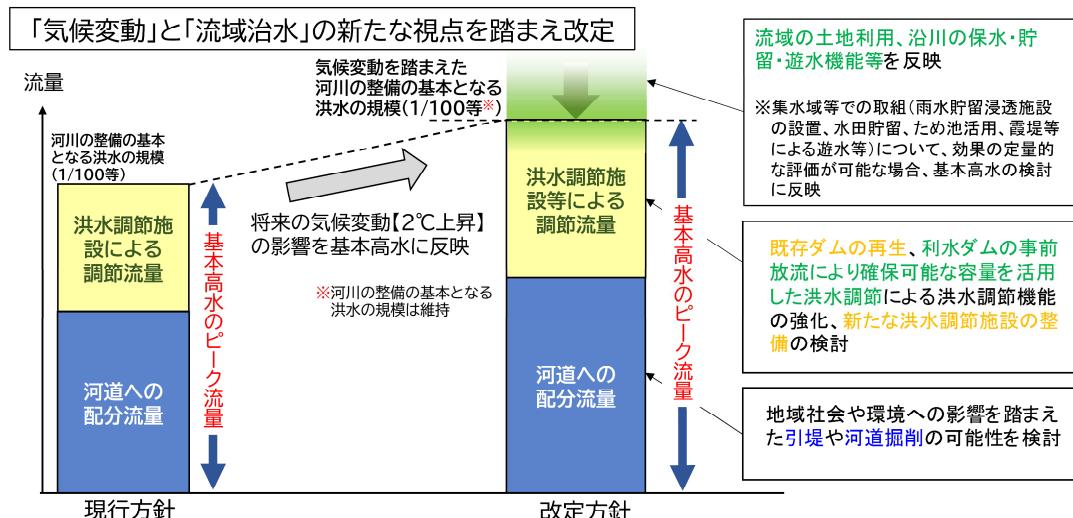
# (参考)気候変動を踏まえた河川整備基本方針の見直し状況

- 気候変動への対応は全国的に喫緊の課題であり、国土交通省では「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言の改訂(R3.4)以降、全国の一級水系を対象に、気候変動を踏まえた河川整備基本方針の見直し検討が行われている。⇒38/109水系が変更済み又は審議中(R7.9時点)
- 広島県内の二級水系では、本川水系の河川整備基本方針を変更済み(R5.3)であり、その他水系についても順次変更検討中。

## 気候変動を踏まえた計画変更の考え方



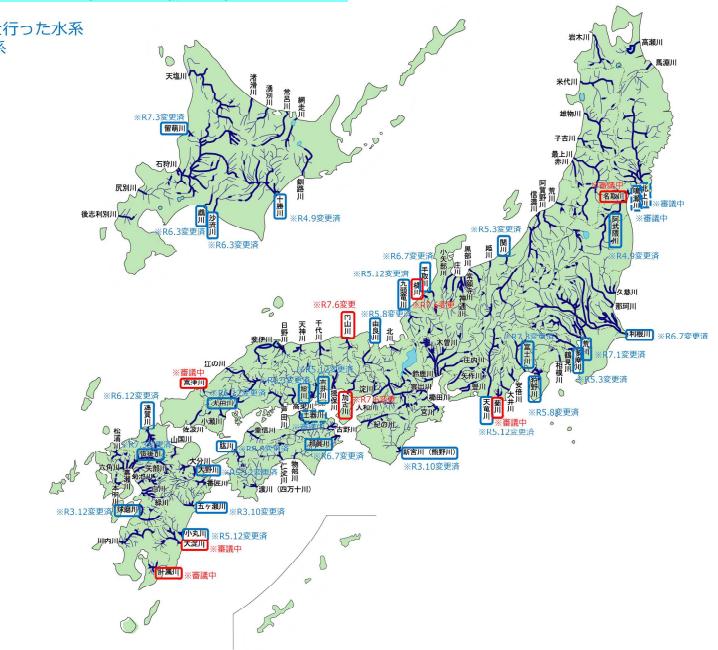
中国地方の一級水系※の河川整備基本方針見直しにおいても、降雨量変化倍率1.1を採用  
※太田川(広島県)、旭川及び吉井川(岡山県)



## 河川整備基本方針の変更状況 (全国の一級水系) R7.9.5時点

気候変動を踏まえた基本方針の見直しを行った水系  
または審議を行っている水系: 38水系

※ 一級水系数: 109



出典: 「第155回 河川整備基本方針検討小委員会資料、国土交通省 水管理・国土保全局」

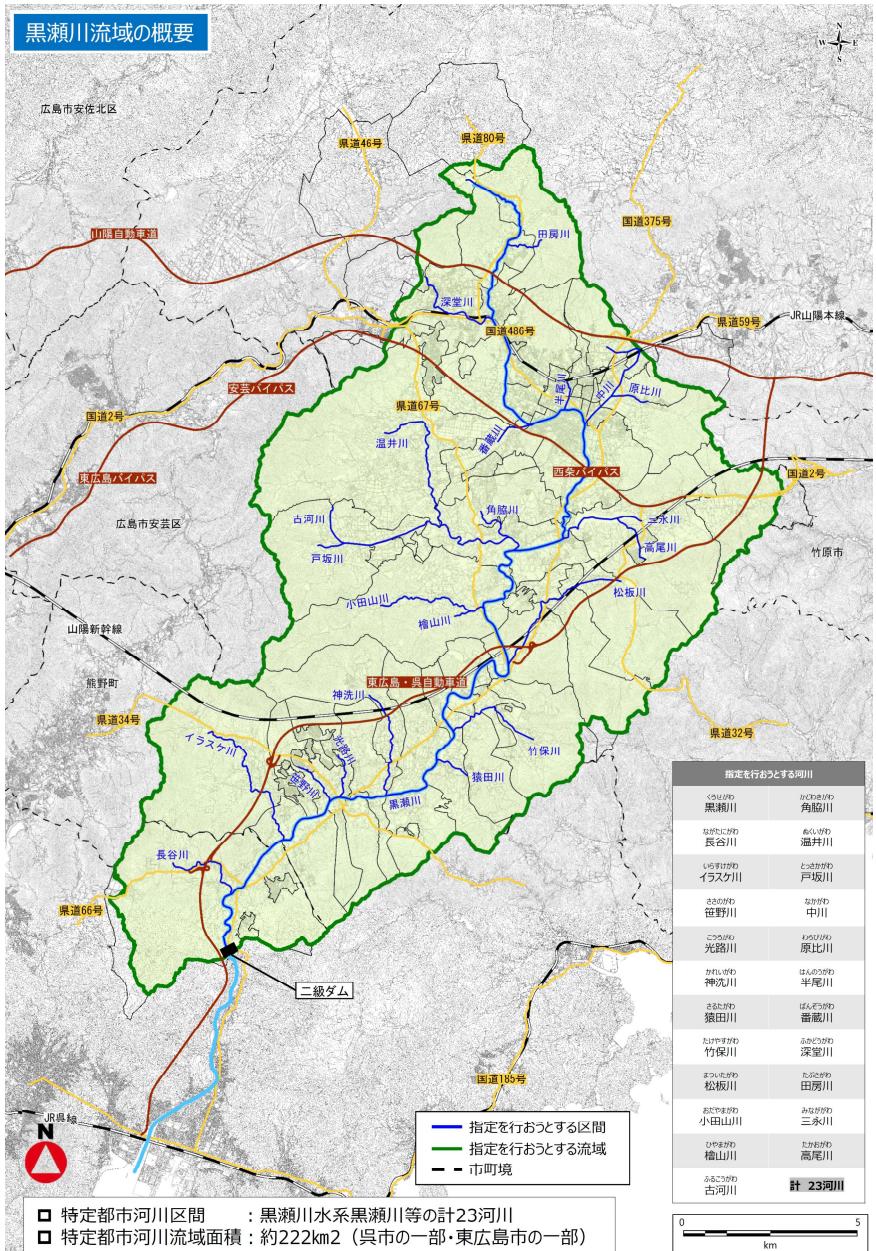
## 河川整備基本方針の変更状況 (広島県内の二級水系) R7.11時点

No.	水系名	河川整備基本方針 策定	変更	計画 規模	流域 面積 (km <sup>2</sup> )	流出解析手法	備考
1	黒瀬川	H14. 3	R8予定	1/100	238.8	貯留関数法	気候変動を踏まえ、流域分担量を考慮した計画に変更予定
2	沼田川	H14. 12		1/100	540.0	貯留関数法	
3	尾崎川	H14. 3		1/30	4.1	合成合理式法	
4	賀茂川	H14. 3		1/70	75.8	貯留関数法	
5	八幡川	H13. 9		1/70	80.4	特性曲線法	
6	手城川	H14. 8		1/50	23.0	特性曲線法	
7	永慶寺川	H15. 7		1/50	15.8	合成合理式法	
8	瀬野川	H15. 7		1/100	122.2	貯留関数法	
9	岡ノ下川	H15. 7		1/70	11.5	合理式法	
10	本川	H18. 5	R5. 3	1/50	7.4 (変更前は特性曲線法)	貯留関数法	流域分担量を考慮した高水処理計画に変更
11	羽原川	H19. 2		1/50	13.9	合理式法	
12	二河川	H18. 5		1/50	48.7	合理式法	
13	堺川	H25. 12		1/50	11.4	特性曲線法	
14	大河原川	H30. 3		1/30	2.0	合理式法	
15	本郷川	H30. 8		1/50	30.4	合理式法	
16	藤井川	H30. 8		1/50	59.5	貯留関数法	
17	野呂川	R2. 12		1/50	43.2	貯留関数法	
18	三津大川	R3. 7		1/30	25.3	貯留関数法	

出典: 「河川整備基本方針の変更の考え方について、国土交通省 水管理・国土保全局」

## (参考)特定都市河川の指定

- 広島県では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、呉市及び東広島市を流れる二級河川黒瀬川水系黒瀬川等について、令和8年4月1日に特定都市河川に指定する。
  - 黒瀬川流域においては、流域の地形特性や社会特性の特徴・課題に対応するため流域治水の取組を加速する必要があり、その手法として特定都市河川に指定することにより、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させる。



## 特定都市河川の指定

流域水害対策協議会の設置

計画策定・対策等の検

## 流域水害対策計画の策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、  
概ね20-30年の間に実施する取組を定める  
関係者の協働により、  
計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

制度上の利点

①流域水害対策計画に基づくハード対策の加速化・補助率の増

既存の事業を統合・リニューアルすることで、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国・都道府県・市町村・民間事業者等が実施するハード対策を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



特定都市河川の指定によってみんなができる5つのこと

